

安積高等学校中校舎大規模改造工事（I期）に伴う 仮設トイレの賃貸借契約書

件名 安積高等学校中校舎大規模改造工事（I期）に伴う仮設トイレの
賃貸借

物品及び数量 別紙仕様書のとおり

契約期間 令和2年4月20日から令和2年9月19日まで

賃借料 円也
（うち取引に係る消費税及び特別地方消費税の額 金 円也）

契約保証金 円

上記のことについて、賃借人「福島県立安積高等学校長」を甲とし、賃貸人「 」
を乙として、次の条項に定めるところにより、契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別紙「安積高等学校中校舎大規模改造工事
（I期）に伴う仮設トイレの賃貸借業務に関する仕様書」に従い、信義を重んじ誠実
にこの契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、仮設トイレ及び付帯する設備を設置し、これを甲に貸与し、甲はその賃借料
を支払うものとする。
- 3 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び
商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（賃貸借料の支払）

- 第2条 甲は、月毎の賃貸借料をそれぞれ翌月以降に賃借人へ請求するものとし、乙は
請求書を受領した日から30日以内にこれを支払うものとする。
- 2 月毎の賃貸借料については、別表のとおりとする。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により賃貸借料の支払いを遅延したときは、乙は、甲
に対し、前項の期間満了の翌日から起算して支払の日まで、賃貸借料の額に年2.6%
の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満
であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息を請求できる

ものとする。

(仮設トイレの保守)

第3条 乙は、仮設トイレの故障により甲の使用に支障が生じるおそれのある場合は、当該品を速やかに修理するか、又は他の同等品を甲に対し無償で使用できるよう措置するものとする。但し、甲の故意または重大な過失により生じた故障等に係る修理又は調整に要する費用は、甲の負担とする。

(仮設トイレの搬入出)

第4条 仮設トイレの搬入、付帯設備の設置及び引渡し並びに契約期間満了による搬出撤去は、乙が行うものとし、これらに係る全ての経費は乙の負担とする。

(仮設トイレの移転)

第5条 甲の都合により仮設トイレを当初の設置場所から移転する必要がある場合は、甲乙協議のうえ移転を行うものとする。この場合における仮設トイレの移転に要する費用は、甲の負担とする。

(仮設トイレの返還・撤去)

第6条 甲の都合による契約解除により仮設トイレを返還する場合は、返還に要する費用は、甲の負担とする。

2 乙の都合による契約解除により仮設トイレを撤去する場合は、撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(善管注意義務)

第7条 甲は、仮設トイレを善良なる管理者の注意をもって使用、管理しなければならない。

(転貸借等の禁止)

第8条 甲は、乙の承諾を得ないで、仮設トイレを第三者に転貸、譲渡又はその占有を移転してはならない。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに契約の全部又は一部を解除することが出来る。このため乙に損害が生じても、甲は、その責めを負わないものとする。

一 乙が契約を履行しないとき又は履行期限までに履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

二 乙が契約の解除を申し出たとき。

三 乙がこの契約に違反したとき。

四 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は、違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことの出来ない事由による解除の場合は、この限りでない。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年

法律第154号)の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(契約内容の変更等)

第10条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は一時中止させ、若しくは打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

(談合による損害賠償)

第11条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を乙に請求し、乙は、これを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合においては、その超過分に対して甲が乙に賠償を請求することを妨げるものではない。

(権利義務譲渡の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を受けたときはこの限りではない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第15条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年4月 日

福島県郡山市開成5丁目25番63号

甲 福島県

福島県立安積高等学校長 小島 稔

乙